平成２２年（フ）第４３２号
兵庫県宝塚市中山五月台６丁目１番23―101号
債務者　河内商会こと　河内　邦郎
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４５５号
兵庫県伊丹市昆陽３丁目79番地の18
債務者　山下多恵子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６２号
兵庫県伊丹市大野１丁目40番地
債務者　平山　美絵（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４６４号
兵庫県宝塚市売布２丁目１番10号102、前住所兵庫県宝塚市高司３丁目８番15号
債務者　比嘉　良豪
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９０５号
兵庫県西宮市堀切町３番16号
債務者　山本マサユキこと　ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＮＥＬＳＯＮ　ＭＡＳＡＹＵＫＩ
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９７３号
兵庫県尼崎市西立花町３丁目17番１―802号
債務者　眞鍋　有里（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９８８号
兵庫県尼崎市長洲中通１丁目１番31号
債務者　内田　義信
1　決定年月日時　平成22年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８８２号
北九州市八幡西区本城東２丁目９番54号
債務者　上田　龍男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４１号
北九州市八幡西区萩原１丁目１番55―504号
債務者　鷺田　建二
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２２号
北九州市若松区童子丸１丁目２番31―206号
債務者　岩下美和子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２４号
福岡県遠賀郡岡垣町中央台５丁目３番６号
債務者　小川　三徳
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１２７号
北九州市小倉南区志徳２丁目６番22―503号
債務者　伊藤　桂子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３８号
北九州市小倉南区志井５丁目19番３号
債務者　山﨑　直倭
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１３９号
北九州市小倉南区志井５丁目19番３号
債務者　山﨑　一子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４２号
北九州市小倉南区葛原東５丁目１番１―203号
債務者　池永ルミ子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１４３号
北九州市八幡東区中央１丁目２番３―506号
債務者　渡邊　榮子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１６９号
北九州市八幡西区陣山２丁目３番18号
債務者　千々松智恵子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１７２号
北九州市八幡西区浅川台１丁目５番24号
債務者　久方　俊充
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月13日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部